

第 2 期

佐用町子ども・子育て支援事業計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

(改訂版)

令和5年3月

佐 用 町

目 次

第1章 計画の基本理念と施策体系

1	計画の基本理念	4
2	計画の基本目標	5
3	施策体系	6

第2章 施策の展開

1	<u>子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり</u>	8
	(1) 教育・保育の提供区域の設定	
	(2) 教育・保育サービスの充実	
	(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実	
	(4) 質の高い教育・保育の推進	
2	<u>子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり</u>	23
	(1) 妊娠・出産の支援	
	(2) 子どもとその家族への健康支援	
	(3) 虐待防止への支援	
	(4) 発達に対する支援	
	(5) 障がい児施策の充実	
	(6) 医療給付制度の充実	
	(7) ひとり親家庭の自立支援の推進	
3	<u>子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</u>	26
	(1) 子育て支援ネットワークづくり	
	(2) 子どもの健全育成の推進	
	(3) 安全・安心なまちづくりの推進	
	(4) 次世代の親の育成	
	(5) 食育支援	
4	<u>子育てと仕事が両立できる環境づくり</u>	29
	(1) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実	
	(2) 男女共同参画の意識啓発	

第1章

計画の基本理念と

施策体系

1 計画の基本理念

少子化や核家族化の進行をはじめ、就労環境等がめまぐるしく変化する今日、子育てに負担感や孤独感を感じる親が増えてきており、子どもの健全な育成に少なからず影響を与えています。そのような中で、子どもが健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、園などが子どもの視点に立ち、子どもたちの権利が十分に尊重される子育て社会をつくりあげていくことが求められています。

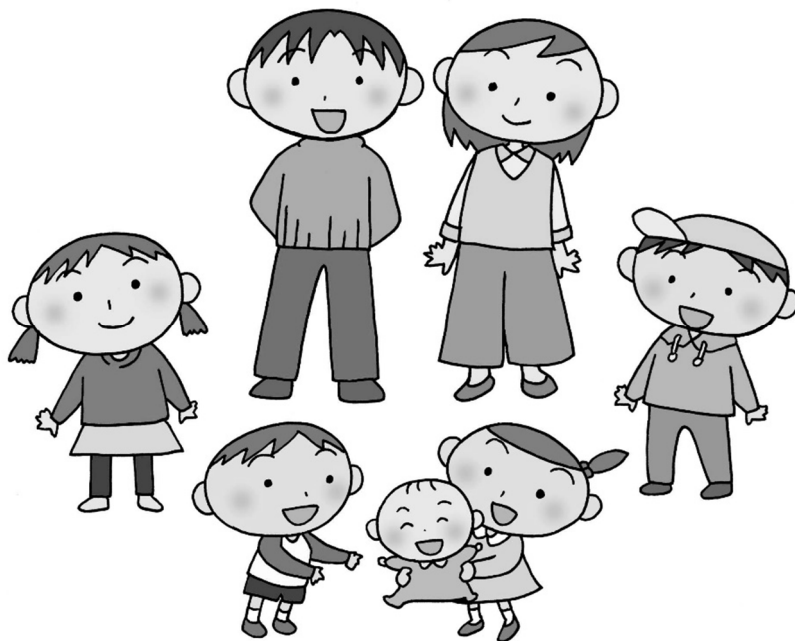
このような状況の対応に向けて、本計画では、これまでに推進してきた「第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画」から継承すべき基本的な視点を踏まえつつ施策を進めます。

佐用町で子育てできる良いところは、豊かな自然の中で子育てができる喜びと、温かな人柄の町民の支えがあることです。この環境を生かして、教育・保育の質の向上、父親と母親をはじめとする家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まち全体をあげて子育てを支援していきます。

また、子育ての基盤となる生活を支える住宅や教育環境、働ける場所や医療機関の確保、買い物に困らないまちづくりなど、町の施策と連携しながら進めます。

こうした子育て支援の実現を通じて、次代を担う子どもたちがのびのびと育ち、町全体の元気や活力につながるよう下記を計画の基本理念として定めます。

のびのび佐用 みんなが笑顔で育つまち



2 計画の基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

(1) 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力をはぐくみ、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を推進します。また、女性が働きやすい環境を整えるため、教育・保育サービスの充実を目指します。

(2) 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

子どもが健やかに生まれ、育っていける環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の相談体制の確立と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援、障がい児施策に関しても充実を図り、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

(3) 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

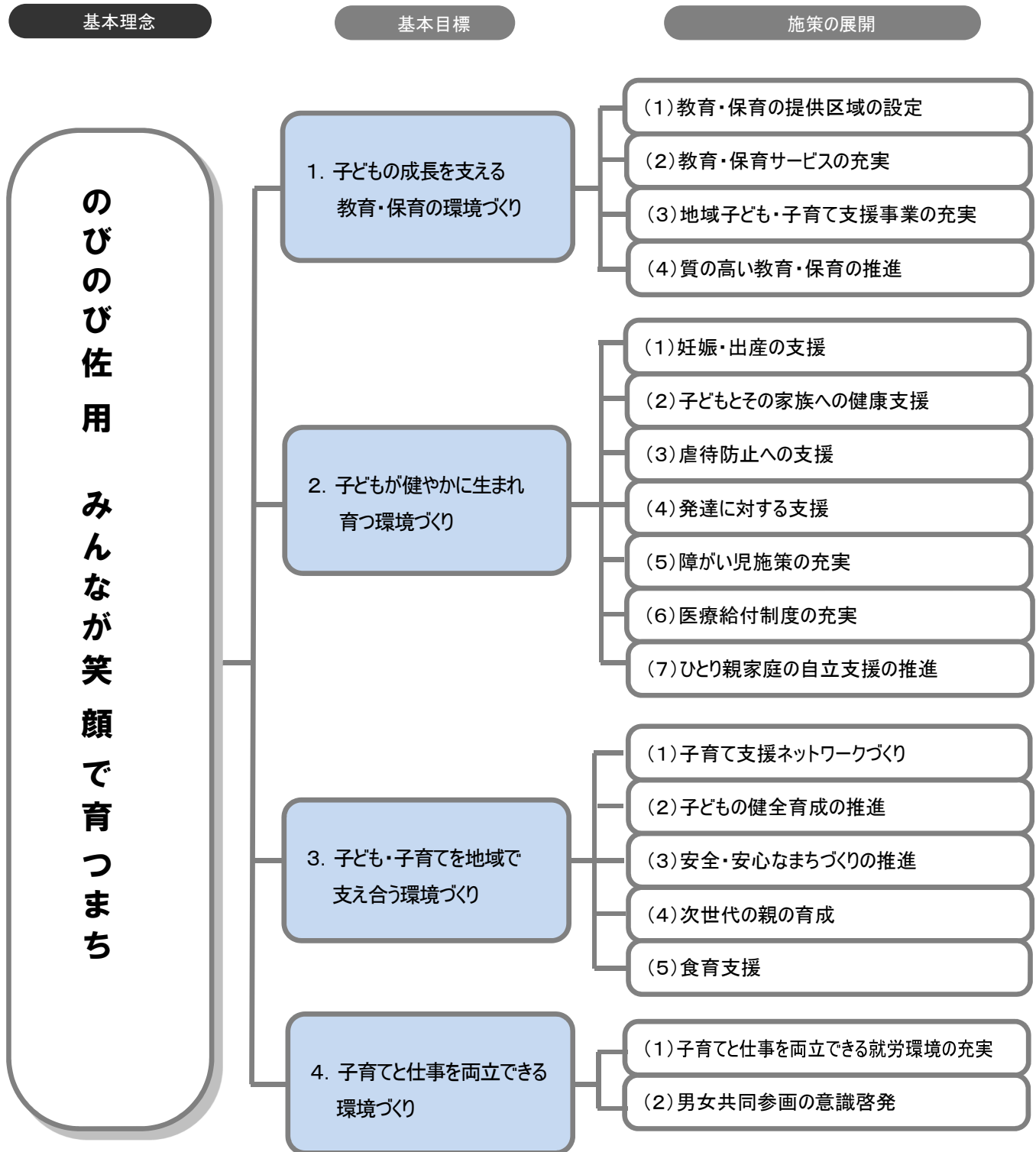
まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。特に、各主体が連携を取りながら子育て支援ネットワークを充実させ、祖父母などといった家族の協力を得られるよう働きかけ、子どもと親双方の育ちを支援していきます。また、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちを目指して、警察や保育園、幼稚園、学校等と連携を強化するとともに、地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

(4) 子育てと仕事を両立できる環境づくり

男女ともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。また、子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を目指します。さらに男性も子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていくことに努めます。

3 施策体系

【第1期佐用町子ども・子育て支援事業計画を引き継いだ施策展開】



第2章

施策の展開

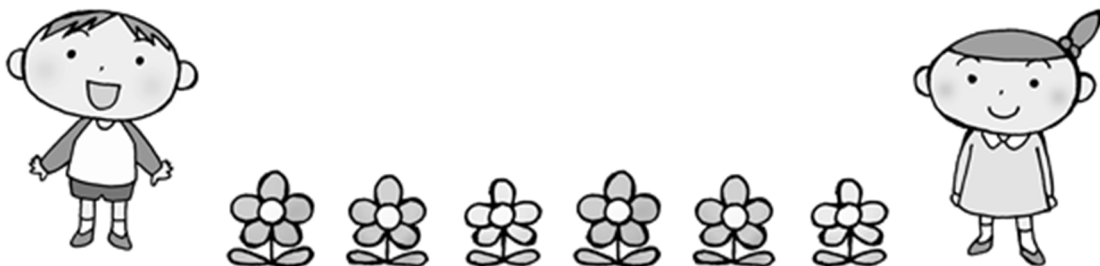
1 子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

(1) 教育・保育の提供区域の設定

区域設定に対する国の考え方

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

本町における教育・保育の提供区域は、全町的な取り組みやまちの構想に基づき、町民の移動実態を踏まえた施設・事業の整備など、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味して、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。



(2) 教育・保育サービスの充実

①前提となる事項

国の考え方

- 当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- 認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合、その積算根拠について透明性の確保(町子ども・子育て会議等における議論など)が必要。
 ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」、「利用実績」を利用する。
 ※量の見込みについては、国の「算出のための手引き」、「利用実績」及び「ニーズ調査結果」を利用する。(計画策定時)

■第二期計画の見直しに係る考え方

令和5年度以降の量の見込みについては、令和2年度及び令和3年度(一部、令和4年度7月末時点)の実績から算出した。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う。)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童保育)
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 利用者支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業等
- 妊婦健康診査事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■表の見方(全項目共通)

令和5年度・令和6年度の上段()書きは当初計画値を示している。

②教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

項目	令和2年度				令和3年度			
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計
① 量の見込(必要利用定員総数)	27人	250人	91人	368人	27人	245人	90人	362人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	27人	250人	91人	27人	245人	90人	362人
	地域型保育事業			0人			0人	0人
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
③実績	35人	247人	114人	396人	28人	243人	100人	371人
認可定員	90人	445人	535人	535人	90人	445人	535人	535人
④利用定員	35人	395人	430人	430人	35人	395人	430人	430人
余裕数(④-③)	0人	34人	34人	34人	7人	52人	59人	59人

項目	令和4年度				令和5年度			
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計
① 量の見込(必要利用定員総数)	26人	237人	87人	350人	25人	227人	84人	336人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	26人	237人	87人	25人	227人	84人	336人
	地域型保育事業			0人			0人	0人
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
③実績	22人	234人	87人	343人				
認可定員	90人	445人	535人	535人	90人	445人	535人	535人
④利用定員	25人	395人	420人	420人	25人	395人	420人	420人
余裕数(④-③or①)	3人	74人	77人	77人	0人	84人	84人	84人

項目	令和6年度			
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳 保育の必 要性あり)	3号 (0-2歳 保育の必 要性あり)	合計
① 量の見込(必要利用定員総数)	24人	214人	81人	319人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、 保育園(教育・保育施設)	24人	214人	81人
	地域型保育事業			0人
②-①	0	0	0	0
③実績				
認可定員	90人	445人	535人	535人
④利用定員	25人	395人	420人	420人
余裕数(④-①)	1人	100人	101人	101人

※令和4年度実績は、7月末時点の数値。

小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育園の2つが多く利用されてきました。新制度では、これらの幼稚園と保育園に加え、両方の良さをあわせ持つ施設（認定こども園）を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくこととなっています。

佐用町では、母親の就労形態の変化や※保育無償化による低年齢児童からの保育ニーズに対応するため、※保育補助員を設けるなど保育体制を強化し、就学前から学校教育へのスムーズな接続を図っていきます。また、地域型保育事業（小規模保育事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。さらに今後とも、各主体と連携を取りながら、教育・保育の質の向上を図ることに努めます。

※保育無償化・・・令和元年5月に「子ども・子育て支援法」が改正され、令和元年10月から3歳児クラスから小学校入学前までと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化されました。

※保育補助員・・・子育て支援員養成講座を実施。修了者は町内保育施設で保育士の補助員として勤務できる。

◆修正事項及び検証項目

マリア幼稚園は、平成27年度から第2子保育料免除制度も始まり、入園者数が増加したものの、令和元年度から減少している。また、利用定員を令和4年度から25人としている。

急激な少子化にも関わらず、2号認定・3号認定利用者の減少が緩やかなのは、共働き世帯の増加を示していると考えられる。

受入れ可能量との比較を分かりやすくするため、認可定員及び利用定員を、また、利用定員と実績（見込み量）の比較（定員の空き）を分かりやすくするため、余裕数を追加した。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

①延長保育事業（時間外保育事業）

【事業概要】

延長保育事業（時間外保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育する事業です。

※ 佐用町は、午前7時30分から午後6時30分までの標準時間内での保育を実施しています。

【検証】

延長保育事業（時間外保育事業）については現在実施しておらず、今後の利用希望を鑑みながら検討をしていきます。

■延長保育事業(時間外保育事業) (年間実人数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込	0人	0人	0人	0人	(5) 0人
②確保の内容	0人	0人	0人	0人	(5) 0人
② -①	0	0	0	0	0
実績	0人	0人	0人		

◆修正事項及び検証項目

現時点で、延長保育の要望・議論がないため令和6年度計画を0人に修正した。

②放課後児童健全育成事業（学童保育）

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【検証】

放課後児童健全育成事業（学童保育）については、令和4年現在町内4カ所で実施しております。

今後も安全、適切な保育体制の維持を図り、子ども・子育て支援事業に基づき、昼間、保護者が就労等により家庭にいない児童のために適切な遊び場及び生活の場として、学童保育に取り組めます。

■放課後児童健全育成事業(学童保育)

(年間実人数)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
① 量の見込	低学年	138人	127人	128人	129人	128人	
	高学年	49人	53人	52人	47人	46人	
	合計	187人	180人	180人	176人	174人	
② 確保の内容		187人	180人	180人	176人	174人	
②-①		0	0	0	0	0	
③利用定員		232人	232人	232人	232人	232人	
実績	実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	
	利用者数	低学年	146人	130人	128人		
		高学年	62人	53人	53人		
		④合計	208人	183人	181人		
	無料児童	低学年	83人	79人	76人		
		高学年	36人	22人	20人		
合計		119人	101人	96人			
余裕数(③-④or②)		24人	49人	51人	56人	58人	

※令和4年度実績は、7月末時点の数値。

◆修正事項及び検証項目

急激な少子化にも関わらず、利用者が増加もしくは減少が緩やかなのは、共働き世帯の増加を示していると考えられる。

また、受入れ可能量との比較を分かりやすくするため、利用定員を、また、利用定員と実績（見込み量）の比較（定員の空き）を分かりやすくするため、余裕数を追加した。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設などで休日・宿泊を含め一時的に児童を預かり、これらの児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

【検証】

子育て短期支援事業（ショートステイ）については、事業開始当初は、受け入れ施設が1カ所であったが、利用実績から受け入れ施設を2カ所に拡充した。

■子育て短期支援事業(ショートステイ) (年間利用延べ人数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日
② 確保の内容	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日
②-①	0	0	0	0	0
実績	6人日	7人日			

◆修正事項及び検証項目

性質上見込み値を推計することが困難な事業ではありますが、概ね計画どおりの数値で推移しているため、修正なしとした。

④地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供する事業です。

【検証】

地域子育て支援拠点事業については、平成27年度にさよう子育て支援センターを集約し実施しています。ニーズ調査の結果、利用していないが72%あり、施設や実施事業のPRを図る必要がある。

また、社会福祉協議会でも、子育て中の人々が気軽につどい、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決し、お互いが交流できるつどいの場として、「子育て広場」を開設しています。

■地域子育て支援拠点事業(1)

(年間利用延べ回数 → 「人」表示は月間利用実人数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込	311人	294人	277人	(270人) 2,750人回	(259人) 2,721人回
② 確保の内容	311人	294人	277人	(270人) 2,750人回	(259人) 2,721人回
②-①	0	0	0	0	0
実績	1,125人回	762人回			

※量の見込みは、利用すると見込まれる児童数を計上

(参考:第I期計画時の見込みと実績)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(見直し)	平成31年度
量の見込み		4,164人回	4,092人回	3,948人回	2,808人回	2,779人回
確保の内容		4,164人回	4,092人回	3,948人回	2,808人回	2,779人回
実績	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	利用児童数	2,997人回	2,866人回	2,384人回	2,507人回	2,233人回
	利用者数(参考)	8,518人回	7,903人回	6,946人回	7,446人回	7,139人回

■地域子育て支援拠点事業(2)

(年間実人数)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込		-人	-人	-人	110人	100人
② 確保の内容		-人	-人	-人	110人	100人
②-①		-人	-人	-人	0	0
実績	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	利用者数	141人	130人	人		

※実人数は、ママプラザ会員登録の児童数を計上

(参考:就学前児童の施設利用実態)

(年間実人数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 児童数 内、0歳児	585人 65人	540人 55人	人	人	人
② 教育・保育施設利用児童数	396人	371人	人	人	人
③ 地域子育て支援拠点利用児童数	141人	130人	人	人	人
④ 施設利用児童数 計	537人	501人	人	人	人
利用児童、未利用児童の差① - ④	48人	39人	人	人	人

◆修正事項及び検証項目

第2期計画では、単位を月間利用実人数としたが、統計をとるのが困難なことから年間利用延べ人数（第1期計画と同様）に戻す。算出に関しては、近年はコロナ禍の影響があるため、コロナ前（平成30年度・平成31年度の量の見込み値を参考に算出した。

また、地域子育て支援拠点（ママプラザ）の利用者（会員）数を新設した。これは、幼稚園・保育園やママプラザを利用していない児童の概数を把握することにより、社会とのつながり状況を把握する目的がある。保育園での預かりが生後8か月、ママプラザは概ね生後3か月の児童が対象なので、対象児童が全て施設を利用することはないが、利用児童・未利用児童の差が0歳児数を上回るようであれば、全体的に要注意と考えるし、上回ってなくとも母子保健（健診、乳児全戸訪問等）において実態把握に努めていく。

⑤一時預かり事業

【事業概要】

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育園での就学前までの児童を保護者の疾病、出産および親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどに預かる一時預かり事業があります。

【検証】

一時預かり事業については、令和2年度の保育園規模適正化による統合により、町内6か所で実施します。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

■一時預かり事業

（年間利用延べ人数）

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込	3～5歳 1号	952人日	952人日	929人日	(888) 1,643人日	(838) 1,593人日	
	3～5歳 2号	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
	0～5歳	420人日	420人日	410人日	(392) 218人日	(370) 203人日	
②確保の内容		1,372人日	1,372人日	1,338人日	(1,280) 1,861人日	(1,208) 1,796人日	
②-①		0	0	0	0	0	
実績	箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	
	利用者数	3～5歳 1号	1,835人日	1,450人日			
		3～5歳 2号	0人日	0人日			
		0～5歳	316人日	120人日			

◆修正事項及び検証項目

性質上見込み値を推計することが困難な事業ではあるが、当初計画値と実績値がかい離しているため令和2年度・令和3年度実績値の平均を計画値にあげている。

⑥病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児保育事業は、病気または、病後回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育園・医療機関等に併設された専用室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。

【検証】

病児保育事業については、現在なかよし園（佐用共立病院）へ委託して実施しており、今後もなかよし園と連携を図りながらニーズに対応できる提供体制を確保します。

■病児・病後児保育事業

(年間利用延べ人数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込	47人日	46人日	44人日	42人日	40人日
② 確保の内容	47人日	46人日	44人日	42人日	40人日
②-①	0	0	0	0	0
実績	1人日	1人日			

◆修正事項及び検証項目

実績値と計画値にかい離が見られるが、近年はコロナ禍の影響があることから、コロナ前の実績を鑑みて修正なしとする。

(参考:第I期計画時の見込みと実績)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(修正)	平成31(令和元)年度
量の見込み	681人日	669人日	658人日	120人日	120人日
確保の内容	0人日	0人日	0人日	120人日	120人日
実績	0人日	0人日	37人日	47人日	23人日

⑦ファミリーサポートセンター事業

【事業概要】

ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

【検証】

ファミリーサポートセンター事業については、利用実績の大半は町事業時の利用によるものであり、個人での利用は少ないものの、公的サービスでは対応が難しいニーズに応える大切な事業であることから、今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

また、提供会員数が少ないことが課題となっています。

■ファミリーサポートセンター事業

(年間利用延べ人数)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込	111人日	106人日	106人日	105人日	100人日
②	確保の内容	111人日	106人日	106人日	105人日	100人日
②-①		0	0	0	0	0
実績	利用者数	65人日	106人日			
	依頼会員数	126人	120人			
	提供会員数	40人	38人			
	両方会員数	16人	19人			

◆修正事項及び検証項目

令和2年度はコロナ禍により大幅な利用減だったが、概ね計画どおりの数値で推移しているので、修正なしとする。

(参考:第I期計画時の見込みと実績)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度
	量の見込み	156人日	151人日	146人日	141人日	136人日
	確保の内容	156人日	151人日	146人日	141人日	136人日
実績	利用者数	140人日	148人日	102人日	120人日	112人日
	依頼会員数	88人	90人	97人	113人	121人
	提供会員	27人	32人	36人	42人	41人
	両方会員数	7人	8人	10人	11人	14人

⑧利用者支援事業

【事業概要】

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用情報を集約し、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行う新たな事業です。子どもや保護者が、保育園や幼稚園等の教育・保育事業や一時預かり、学童保育等の地域子ども子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、専門の職員等が身近な場所（行政窓口等）で支援をします。

【検証】

利用者支援事業については、さよう母子健康包括支援センター（健康福祉課内）を核とし、町保健師が子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育園などの施設や、佐用町の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報提供や支援の紹介などを行っています。

■利用者支援事業 (事業所数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
② 確保の内容	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
②-①	0	0	0	0	0
実績	1カ所	1カ所			

◆修正事項及び検証項目

佐用町役場での事業を継続して実施することや他の受け入れ事業所が不在であることから、修正なしとする。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2カ月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【検証】

乳児家庭全戸訪問事業については、里帰り出産も含めて全ての対象世帯を訪問しています。今後も子育て家庭の状況を把握しながら、利用者のニーズに対応できる情報提供体制を確保する必要があります。

■乳児家庭全戸訪問事業(里帰り出産を含む) (年間利用実人数)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込	86人	83人	80人	(77) 69人	(75) 67人
② 確保の内容	86人	83人	80人	(77) 69人	(75) 67人
②-①	0	0	0	0	0
実績	79人	58人			

◆修正事項及び検証項目

乳児家庭全戸訪問は 100%実施できており、町内在住の訪問数イコール出生数となる。これに、人口推計による出生数に里帰り出産数（令和 2 年度、令和 3 年度の平均 15 件）を足した数をあげている。

⑩養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師および保育士等の専門家が訪問等により養育に関する指導、助言および家事の援助等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

【検証】

養育支援訪問事業については、佐用町では対象者が多く、地区担当保健師が訪問している。乳児家庭全戸訪問事業とあわせて、適切な養育の実施を確保するための重要な事業となっています。

■養育支援訪問事業

(年間利用実人数)

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込	50 人	48 人	47 人	46 人	44 人
② 確保の内容	50 人	48 人	47 人	46 人	44 人
②-①	0	0	0	0	0
実績	23 人	13 人			

◆修正事項及び検証項目

令和 2 年度・令和 3 年度は、実績値と計画値にかい離が見られるが、近年はコロナ禍の影響があるため、コロナ前の実績を鑑みて修正なしとする。

(参考:第 I 期計画時の見込みと実績)

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み		39 人	38 人	36 人	35 人	34 人
確保の内容		39 人	38 人	36 人	35 人	34 人
実績	対象者数	27 人	30 人	52 人	46 人	44 人
	訪問件数(参考)	117 件	57 件	106 件	92 件	73 件

⑪妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

【検証】

すべての妊婦が、経済的な理由から、必要な時期に健診を受診せず出産に至ることのないよう、標準的な健診回数（14回）の公費負担をしています。

事業実施については、全ての妊婦が有効利用し、健康診査を必要な時期に受けることが出来ています。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる体制を確保します。

■妊婦健康診査事業

(年間利用実人数)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	量の見込	106人	101人	98人	94人	91人
②	確保の内容	106人	101人	98人	94人	91人
②-①		0	0	0	0	0
実績	利用者数	111人	72人			
	受診券発行数	70件	57件			
	受診回数	814回	637回			

◆修正事項及び検証項目

第I期計画から、量の見込みと利用者数の実績の差にバラつきが見られる。第1期計画からの実績を平均し、概ね計画どおりであることから修正なしとする。

(参考:第I期計画時の見込みと実績)

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		112人	108人	120人	110人
確保の内容		112人	108人	120人	110人
実績	利用者数	135人	122人	113人	93人
	受診券発行数	98件	79件	77件	56件
	受診回数	1,067回	881回	867回	734回

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

【検証】

実費徴収に係る補足給付を行う事業については実施していませんが、他に佐用町教育委員会が「佐用町立小中学校子育て支援助成事業」を実施しています。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）・障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

【検証】

対象となる事業者がないため、現在実施しておらず、今後の利用希望を鑑みながら検討をしていきます。

（４）質の高い教育・保育の推進

① 職員の資質向上

全町的に質の高い教育・保育を提供するため、保育園全職員、担当課職員、保健師・管理栄養士等の専門職を対象とした研修の充実を図ります。また、職員自身の自主的な資質向上を促すため、公開保育や職員の交流機会の充実を図ります。

② 就学前教育・保育から就学後の連携体制の整備

就学前教育・保育から就学後の円滑な接続のためのカリキュラムを開発し、町内すべての関係施設で実施します。また、そのために合同研修の実施、職員同士の交流、情報交換等、実施主体の積極的な連携を図ります。

③ 多様なニーズに応じた地域子育て支援事業の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育等、サービスの充実に努めます。また、さよう子育て支援センター等を拠点とし、子育て家庭のニーズに応じて、様々なサービスをマネジメントする利用者支援体制を充実します。

2 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

施策の方向性

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談等の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、虐待にあった子どもや障がいのある子どもなど、支援を必要とする子どもに対して手厚い支援を行うとともに、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、多様な子育て支援サービスを図ることで、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

(1) 妊娠・出産の支援

No.	事業名	内容
1	妊娠・出産支援事業	妊娠・出産支援事業として、妊婦健診助成事業とともに、「すてきなママになるための教室」を実施することで、妊娠・出産についての知識を提供し、妊娠から出産の時期を安心して過ごせるよう支援を行います。
2	不妊支援事業	<p>【改訂前】不妊治療費補助制度として、体外受精及び特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るための治療費助成を行います。育児不安を軽減していくため、継続的に取り組んでいきます。</p> <p>【改訂後】不妊治療費は、令和4年度から保険適用となり、現行の補助制度は廃止しますが、妊娠出産に係る相談・情報提供に係る支援を引き続き行い、その他支援の方策を今後検討していきます。</p>
3	不育事業	不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不育症治療に要する費用の一部助成を、継続的に取り組んでいきます。
4	産婦健康診査事業	出産後の初期段階において産婦の健康診査を実施することで、母体の回復状況を確認するとともに産後うつ予防及び早期発見並びに新生児への虐待予防を図ることを目的に、継続的に取り組んでいきます。
5	産後ケア事業	家族等から産後の援助が受けられない者で、特に育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安の軽減を目的として、継続的に取り組んでいきます。

(2) 子どもとその家族への健康支援

No.	事業名	内容
1	健康診査事業	各種乳幼児健診の受診率向上を目指すとともに、未受診児を把握し、健診の結果、支援が必要な母子について適切な指導援助を行います。また、広報等で広く情報を周知し、未受診のないよう案内啓発に努めます。
2	健康相談・健康教育事業	子どもの成長段階に応じた発育、発達状況を確認し、適切な食事指導を行い、相談を行うことで、育児に対する不安を軽減します。0歳児教室、すくすく健康相談離乳食教室、ヨチヨチ健康相談、2歳児健康教室を実施していきます。
3	予防接種事業	正しい知識のもと、すべての子どもが計画的な予防接種により疫病を免れるよう、予防接種の意義や重要性を十分に啓発し、その周知を図ります。

(3) 虐待防止への支援

No.	事業名	内容
1	児童虐待予防事業	児童虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、児童相談所との連携を図っていきます。また、要保護児童対策地域協議会の開催によって、町の実情を把握しつつ、民生委員児童委員と協力して講演会やグッズにより啓発を展開していきます。
2	命の授業	次世代を担う子どもたちが妊娠や性行動についての正しい知識や考えを持つことで、命の大切さを認識し望まない妊娠出産を予防するために、助産師による「命の授業」を継続的に取り組んでいきます。さらに心身共に健康な大人になるよう虐待予防の啓発活動に取り組んでいきます。

(4) 発達に対する支援

No.	事業名	内容
1	発達支援事業	各種乳幼児健診等のフォロー教室や保育園巡回相談を実施していく中で、育児不安を軽減し、障がいの早期発見、早期治療、早期療育に努め、医療機関と連携を取りながら子どもや保護者に対するフォローを推進させていきます。

(5) 障がい児施策の充実

No.	事業名	内容
1	障がい児支援の充実	学校や支援施設、関係機関の連携を強化し、障がいのある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくとともに、家庭への適切な援助を行います。
2	療育相談事業	障がいのある子どもが地域の中で健やかに育ち、また、親の不安や悩みを軽減し解消を図るため、療育相談事業を実施し、地域での療育環境の充実に努めます。
3	障がいがある子どもと家族への支援	障がい児に関するサービス利用などの情報交換の場や、同じ悩みや問題等を共有し相談できる場、行事を通して親睦を深める場として、イベントや各種研修会等を開催していきます。

(6) 医療給付制度の充実

No.	事業名	内容
1	福祉医療費助成事業	高等学校卒業までの子どもの医療費の自己負担分を助成することで、子育て世代の負担を軽減します。

(7) ひとり親家庭の自立支援の推進

No.	事業名	内容
1	児童扶養手当事業	父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。
2	福祉医療費助成事業	母子・父子家庭等医療費として、ひとり親と高等学校卒業までの子どもの自己負担分の一部を助成します。
3	低所得家庭への経済支援事業	小中学校就学援助制度として、経済的理由によって、就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に教育費の補助を行います。

3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

施策の方向性

まちぐるみで子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。地域における子育て支援ネットワークの充実を図り、子どもと親双方の育ちを支援していきます。さらに次世代の親の育成を学校教育を通じて行っていくとともに、子どもの就学後の健やかな成長に向けて、地域が一体となって取り組んでいきます。さらに、子どもを安心して生み育てることができる安全なまちにするため、警察や園、学校等各主体との連携を強化するとともに、安心して遊べる場を整備・構築し、子どもがのびのびと育つことができる環境づくりに努めます。

(1) 子育て支援ネットワークづくり

No.	事業名	内容
1	子育て支援に関する情報発信及び相談支援の充実	子育て支援に関する情報を積極的に発信するとともに、情報の周知に努めます。また、相談体制を充実させるとともに、ママプラザ事業における行事を通じて、子育てに親しみやすく、子育て支援センターに来てもらいやすい雰囲気づくりに努めます。
2	子育て応援グループへの支援	子育て家庭の親子を対象に、子育ての情報交換や仲間づくりの場を提供したり、ママプラザにおける会員を対象とした子育てサークルを育成・支援したり、子育てグループへの積極的な働きかけを行うことで、親子間の良好な関係を築き、子育て意識の醸成を図ります。

(2) 子どもの健全育成の推進

No.	事業名	内容
1	子どもの放課後対策事業の推進	共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、また放課後の居場所づくりの観点から、引き続き学童保育を実施します。 —また、学童保育と放課後子ども教室等との連携を図ります。
2	地域における子どもの健全育成の推進	子どもの健全育成を推進していくために、町子ども会による交流の機会や、町少年育成センターによる相談や巡回補導に取り組みます。町青少年問題協議会を開催し、講話、各団体からの報告や意見交換などを実施していきます。

◆修正事項及び検証項目

「1 子どもの放課後対策事業の推進」 … 現在は学童保育と放課後子ども教室等との連携

を実施していないため、「また、」以下の文言を削除した。

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

No.	事業名	内容
1	防犯環境の整備	安心・安全なまちづくりを推進するため、町内各所に防犯灯を設置するとともに、自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」による声かけや見守り運動を実施し、また、保育園等の施設を開放することで、子どもたちの緊急避難所としての機能も充実させていきます。
2	交通安全対策の推進	警察や交通安全・自家用自動車協会と連携し、交通安全教室や道路通行練習などの交通安全教室を実施することで、交通安全に対する意識の醸成を図るなど、今後も充実した取り組みを推進していきます。また、春と秋の全国交通安全運動期間中には、町交通安全対策委員会で決起集会や街頭キャンペーンを実施するとともに、町内の保育園、小学校、中学1年生へ毎年、交通安全啓発用品を配布するなど、交通安全意識の向上を図ります。
3	道路・施設等におけるバリアフリー化の促進	子どもや妊産婦、子ども連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を促進するとともに、通学路や歩道等の点検・整備を継続的に行うことで、道路状況の変化に対応し、安全な環境を整備していきます。また、施設のバリアフリー化の推進も検討していきます。
4	公園などの遊び場の整備	子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、公園や緑地の整備を進めるとともに、公園等の遊具の安全面について、適正な管理を行います。

(4) 次世代の親の育成

No.	事業名	内容
1	中高校生と乳幼児との交流事業	中高校生が家庭の大切さや子どもを生き育てることの喜び、楽しさ、意義を知り、次世代の親としての自覚と責任、社会性を育むため、ママプラザ事業の一環として乳幼児とふれあう機会の提供を行います。
2	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進	子育て世代の結婚・妊娠・出産についての希望の実現のため、切れ目のない支援が必要であり、ライフステージ

		の各段階に応じたきめ細かい支援を各関係機関と連携のうえ推進していきます。
--	--	--------------------------------------

(5) 食育支援

No.	事業名	内容
1	幼稚園・保育園・小学校・中学校給食における食育の推進	給食を通して、子ども自身が「食」に関する様々な学習項目を体験し、理解を深めることで、「食」の持つ多様な側面に気づき、「食」の大切さを学ぶことができる取り組みを一層充実させていきます。
2	ライフステージに合った食育の推進	年度毎にテーマを設定し、より一層食育を推進していきます。そのために、関係各課との連携を図り、さらに食育の団体とも協力し、子どものライフステージに応じた食育を推進していきます。



4 子育てと仕事を両立できる環境づくり

施策の方向性

男女ともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、ワーク・ライフ・バランス、男女や世代間の意識改革、様々な価値観を認め合う地域づくりや男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。さらに、男性が子育てに積極的に参加できるようにするため、子育て家庭に配慮した取り組みを推進すると同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生き育てていく意識を広めることにも努めて取り組んでいきます。

(1) 子育てと仕事が両立できる就労環境の充実

No.	事業名	内容
1	子育てと仕事が両立できる就労環境づくり	子育てと仕事が両立できる就労環境を実現するために、企業の視点からの取り組みを推進することが重要です。仕事優先の企業風土を見直すため、労働時間短縮や、柔軟な勤務形態の普及に向けた啓発を行うとともに、育児休業制度の定着推進についても、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて、情報の周知に努めます。

(2) 男女共同参画の意識啓発

No.	事業名	内容
1	男女共同参画の意識啓発	男女共同参画社会の実現に向け、住民の意識が高まるよう情報提供を行うとともに、講座の開催など、男女共同参画の理解をより深めるための取り組みを行っていきます。また、家庭における男女共同参画の促進に向けた取り組みを行うことで、一層の啓発活動に努めます。



第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画（改訂版）

（令和2年度～令和6年度）

発行 編集 佐用町 健康福祉課 子育て・福祉室

住 所 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1

T E L : 0790-82-0661

F A X : 0790-82-0144

改訂年月 令和5年3月